

「Medtec Japan 2026」 京都産業 21 ブース 共同出展募集要項

1. 事業概要

(公財) 京都産業 21 (以下、「財団」という) では、東京で開催される「Medtec Japan 2026」にて、京都を共創事例創出ができる場所として周知するため、また、当該事業にチャレンジしたい企業の出口戦略の場（販路開拓や連携先創出支援）として活用するため、京 MED ブースを設置し、京都府内企業で共同出展を行います。

2. 展示会概要

- (1) 名 称 : Medtec Japan 2026 (HP : <https://medtecjapan.com/>)
- (2) 会 期 : 2026年4月21日(火) ~ 23日(木) 10時~17時
- (3) 展示会場 : 東京ビッグサイト 東7ホール (東京都江東区有明 3-11-1)
- (4) 主 催 : インフォーマ マーケット ジャパン株式会社
- (5) 来場者層 : 医療機器・ヘルスケアメーカー、介護・福祉機器関連、研究機関、地方自治体、病院・病院運営・サービス関連会社等
- (6) 来場者数 : (参考)17,261人 ※2025年4月9~11日に同会場で開催したイベントの来場者数

3. 出展対象事業者

- (1) 企 業 数 : 8社程度
- (2) 応募資格 : 以下の全ての項目を満たしていること。
 - ・京都府内に本社又は主な事業所を有する企業（個人事業主含む）や特定非営利法人。
 - ・府税に滞納の無いこと。
 - ・反社会勢力でなく、これらの勢力と一切関係が無いこと。

4. 参加費用

100,000円（税込）（事業者負担分）

【参加費用に含まれる基本備品】

- ① 展示スペース □1.7m程度（仮） ※1
- ② 基本備品（電源(2口電源タップ他)） ※2
- ③ 京都産業 21 全体デザイン（カーペット）

※1 展示スペースは出展社数により多少増減します。

※2 装飾・備品等は過去出展分の参考データで現時点では詳細について未定。

5. 出展企業の負担

上記以外の経費

【出展企業の負担経費例】

- ・出展物の梱包費用および出展物輸送に掛かる経費
- ・出展者の交通費および宿泊費、人件費
- ・基本装飾以外の追加装飾、追加レンタル備品に掛かる経費
- ・出展者が用意するポスター、パンフレット等の作成費用

6. 申込方法

出展を希望する企業は、財団ホームページより「[出展申込書](#)」をダウンロードの上、必要事項を記載し、会社紹介や出展物の詳細が分かる HP や資料等を添えて、電子メールにてお申し込みください。

〔申込期限〕 **2026年2月6日（金）17時必着**

〔申込先〕 (公財) 京都産業 21 イノベーション推進部 e-mail : life@ki21.jp

〔出展条件〕 次の条件のいずれにも該当する事業者

- ・出展内容が3(2)の応募資格に適合していること。
- ・自社製品やサービス、独自技術若しくは自社開発中の製品等を展示すること。
- ・ヘルスケア、インクルーシブ／フェムテック関連製品・サービス等を製造、監修等行っていること。

- ・販路開拓支援や異業種連携等により共創でビジネス創出を希望する事業者。
 - ・原則、出展期間中、出展物の説明や商談ができるスタッフを1名以上常駐させること。また、準備並びにフォローアップを行う担当者がいること。
 - ・財団および主催者が成果把握等のため実施するアンケートに回答すること
- ※出展者の展示会場におけるブース配置は、主催者の定めた方法により決定される。また、ブース内における出展企業の配置は出展事務局により決定される。

7. 出展企業の決定

出展企業は下記の基準に基づき、財団による書類審査により決定

＜書類審査基準＞

- (1) 出展する製品・サービス等の独自性や優位性、付加価値があると認められること
- (2) 出展目的や販売ターゲットが明確であり、展示会来場者との親和性があること
- (3) 商談をより効果的に進めるための展示計画があること
- (4) 展示会出展後のフォローアップ体制が整っていること
- (5) 事業化を推進する連携体への参画やネットワーク体制を有すること

・書類審査結果は、書類審査の採否のみ通知（2026年2月中旬頃予定）

8. 出展規約

- (1) 出展企業の決定と出展契約成立日（以下、「契約日」という。）

出展申込みの受領後、出展事務局（最下段記載）による書面審査にて決定します。書面審査後、選考結果（採択通知）を送付した日を「契約日」とします。

- (2) 出展料金の請求と支払

出展事務局は採択通知と併せて、申込者に出展料金を請求します。申込者は定められた期限までに指定の口座に振り込むこととします。

- (3) 出展決定後の解約（キャンセル）

契約後、やむを得ずキャンセルされる場合、申込者は書面にて出展事務局に通知するものとします。契約日後、申込者都合でキャンセルする場合、出展料金は返金いたしません。

- (4) 出展物等の設置及び撤去

・出展小間内における各社出展物の展示・据付・撤去業務は出展企業に行っていただきます。
・現地での盗難等についての責任は負いかねますので、ご了承ください。

- (5) 展示会の延期・中止

・天災・人災などの災害や感染症等の不可抗力により、主催者や（主催者が中止の判断をしない場合でも）出展事務局の判断により中止や延期となる場合があります。
・主催者や出展事務局の判断で展示会が中止または延期となった場合においても、本展示会への参加のために申込者が支出した費用や本展示会の中止または延期に起因、関連する一切の損害については、出展事務局はこれを負担しません。

ただし、既に納入済みの出展料金については全額返還します。

9. 問い合わせ先・申込み先・出展事務局

（公財）京都産業21 イノベーション推進部 鹿野・橋詰

〒600-8813 京都市下京区中堂寺南町134 京都府産業支援センター

TEL : 075-315-8563

e-mail : life@ki21.jp